

市県民税の申告について

平成23年分の確定申告から「公的年金の収入額が400万円以下で公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下」の方は、所得税の確定申告が不要となりました。

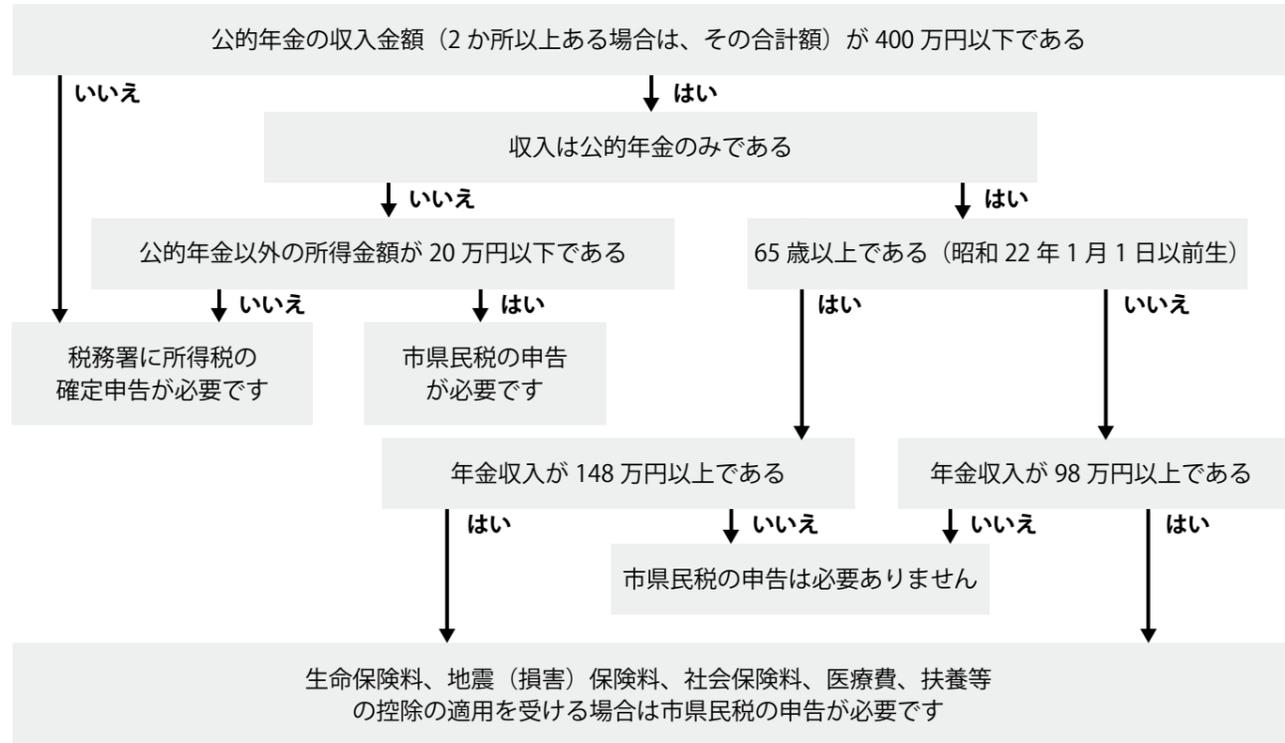
しかしながら確定申告が不要な方でも、源泉徴収票に含まれていない所得控除（生命保険料、地震（損害）保険料、社会保険料、医療費、扶養等）の適用を受けるには、市県民税の申告が必要となる場合があります。

次の図を参考に市県民税の申告が必要となる場合は、市県民税の申告をしてください。

なお、すでに確定申告や市県民税申告をされた方は不要です。不明な点や申告に必要な書類等については、税務課までお問い合わせください。

■申告期限・場所 5月18日（金）・税務課

※上記期限を過ぎても申告は可能ですが、税額の変更は、普通徴収の第2期目以降となります。



【問合せ】 税務課・税制係 ☎④8712 FAX④5700 zeimu@city.kasai.lg.jp

年金額を増やしたい方は「付加年金」のご利用を

国民年金第1号被保険者（自営業の方や無職の方など）と任意加入被保険者は、定額の保険料（14,980円）に付加年金保険料（月額400円）をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。年間受給額は「加入した月数×200円」です。

■付加年金保険料を5年間（60か月）納付した場合の例

納付する付加保険料
400円×5年（60か月）＝24,000円
年間で受け取る付加年金額
200円×5年（60か月）＝12,000円

付加年金を2年間受給すると、納付した付加保険料総額と同額になって、その後はお得になります。

なお、国民年金基金に加入中の方や年金保険料を免除されている方、3号被保険者は付加年金を納められません。付加年金は申し込まれた月からの加入となります。付加保険料は当該月の翌月末（納期限）までに必ず納めてください。

【問合せ】 市民課・市民年金係 ☎④8720 FAX④8045 shimin@city.kasai.lg.jp

北条地区歴史的景観形成地区指定についてのお知らせ

旧街道沿いに伝統的な町屋や社寺が集積し、歴史的景観資源が色濃く残る北条町旧市街地において、兵庫県景観の形成等に関する条例に基づく、歴史的景観形成地区の指定を受けることになりました。平成24年6月1日より施行されます。



北条の宿はくらんかいは行われる北条町の旧市街地

これは、近年の北条町旧市街地の貴重な歴史的景観資源の喪失が進行する状況を防ぎ、まちなみ保全を図ろうとする目的で兵庫県が指定するものです。

対象地区内において、施行日以降に建築物または工作物の新築・改築・増築・移転、大規模な修繕・大規模な模様替え、外観の過半にわたる色彩または意匠の変更、屋外における自動販売機の設置をされる場合は、景観の形成等に関する条例に基づく届出の手続きが必要となります。

また、県条例に定められた景観形成基準に適合した修景工事を実施される場合は、（公財）兵庫県まちづくり技術センターより一定限度の助成が受けられる可能性があります。

条例、地区指定の詳しい内容については、市HPに掲載するほか、対象地区内の皆様へはガイドラインを後日配付いたしますのでご覧ください。

【問合せ先】 都市計画課・都市計画係 ☎④8753 FAX④1998 toshi@city.kasai.lg.jp

新品種の栽培農家を募集

「作れるものをつくるのではなく、売れるものをつくる」をコンセプトに、今年度も新品種（かぼちゃ・えだまめ）の栽培にご協力いただける方を募集しています。

産地作りには、技術の習得と品質の安定が不可欠です。プロの栽培指導を受けながらともに産地作りに挑みませんか。

①かぼちゃ（ダークホース）

抑制栽培による冬至南瓜の栽培
着果制限による高糖度果の栽培

スケジュール

播種7月下旬 定植8月中旬
収穫11月（予定）

作付の目安

3a～10a程度



②えだまめ（茶っころ姫）

丹波黒より先出しできる枝豆
茶豆の新規需要開拓

スケジュール

播種6月下旬 定植7月上旬
収穫9月中下旬（予定）

作付の目安

1a～5a程度



■事業内容

- ・土壌調査に基づいた適正施肥のアドバイス
- ・種苗会社による栽培指導（定期説明会、現地講習）
- ・青果卸会社を通じて出荷（全量引取）

■募集対象

- ・市内で作付けできる方
 - ・熱意をもって新品種栽培に取り組んでいただける方
- 申込締切日／5月21日（月）

【問合せ先】 農政課・農政係 ☎④8741 FAX④1802 nosei@city.kasai.lg.jp